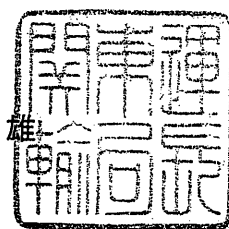




関自旅2第6491号の3  
平成13年12月27日

社団法人全国個人タクシー協会  
関東支部長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長  
上子道



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の変更申請の審査及び取扱基準の制定について

標記について、平成13年11月15日付け国自旅第107号により自動車交通局長から『一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の変更等の取扱いについて』通達があったことに伴い、今般、別紙のとおり一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の変更申請の審査及び取扱基準を公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

## 公 示

### 個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準

個人タクシー事業の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。

なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。

平成13年12月27日

関東運輸局長 上 子 道 雄

### 記

#### 1. 期限更新の手続き

- (1) 許可等に付された期限の更新申請書は、別添様式1とし、管轄する運輸支局に正副各1通を提出するものとする。
- (2) 運輸支局への提出期限は、当該許可等の期限が満了する日が5月31日の者は3月中、11月30日の者は9月中（3月及び9月を以下「申請月」という。）とする。

#### 2. 添付書類

1. (1) の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 自動車運転免許証の写し
  - (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書  
申請月の初日を基準として3ヶ月以内に発行されたもので、過去5年間の記録を証明したものとする。ただし、許可等を受けた日又は前回の期限更新の日から当該申請書提出時の許可期限の満了日までの期間（以下「審査期間」という。）が3年以下の者は過去3年間の記録を証明したものとする。
  - (3) 事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律

(令和元年法律第14号)による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあつては、当該自動車検査証の写し

- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面。
- (5) 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)
- (6) 申請月の初日を基準として6ヶ月以内に自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(適性診断受診証明書又は受診確認印が押印された受診申込書の写し)(平成14年8月1日以降を期限更新日(許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。))とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあつては、当該適齢診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、申請月の初日を基準として6ヶ月以内に胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無にかかる医師の所見が記載された健康診断書。ただし、代務運転者を使用している者及び事業休止中の届出を行っている者にあつては、申請月の初日を基準とし3ヶ月以内のものであること。
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

### 3. 審査及び期限更新の可否の判断等

- (1) 期限更新に当たっての審査  
上記2.の添付書類等により、審査期間における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査するものとする。
- (2) 期限更新を認める場合  
別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、平成13年12月27日付け公示「個人タクシー事業の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（以下「審査基準」という。）」Ⅰ.による許可にあつては当該事業者の満75才の誕生日の前日、審査基準Ⅱ.による許可にあつては当該事業者の満80歳の誕生日の前日を超えない日とする。

- ① 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付すことができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合にあっては、その理由を明示することとする。
- ② 別表のA. ③（オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に関東運輸局等が主催する研修（関東運輸局長が指定する研修を含む。）を受けることを義務付けることとする。
- ③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を審査基準Ⅲ. 2.（1）～（10）に変更するものとし、その旨を通知することとする。
- ④ 期限更新日における年齢が満63才又は満64才であつて、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65才に達する日から2年を経過する日までの間に適齢診断を受診することを義務付けることとする。

### （3）期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

- ① 許可等に付した条件により、許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合
- ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合
- ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合
- ④ 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA. ③（オ. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者に限る。）となることが明らかである場合

### （4）その他

- ① 概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導するものとする。
- ② 既存事業者で、適齢診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障が

あることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うものとする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。

附 則（平成14年1月31日一部改正）

本公示は、平成14年2月1日以降に許可等に付された期限が満了となる者の期限更新申請から適用する。

附 則（平成14年11月29日一部改正）

本公示は、平成14年11月30日以降に許可等に付された期限が満了となる者の期限更新申請から適用する。

附 則（平成17年5月13日一部改正）

本公示は、平成17年6月1日以降に許可等に付された期限が満了となる者の期限更新申請の処分から適用する。

附 則（平成17年12月22日一部改正）

本公示は、平成18年5月31日以降に許可等に付された期限が満了となる者の期限更新申請の処分から適用する。

附 則（平成26年1月27日一部改正）

本公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

本公示は、令和3年1月1日以降に受け付ける申請について適用する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

本公示は、令和4年4月1日以降に受け付ける申請について適用するものとし、2.（7）の健康診断の受診日は令和4年4月1日以降のものから適用するものとする。

附 則（令和4年12月27日一部改正）

本公示は、令和5年1月4日以降に受け付ける申請について適用する。

附 則（令和6年1月24日一部改正）

本公示は、令和6年1月24日以降に受け付ける申請について適用する。

## 個人タクシー事業の期限更新基準表

## 1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2).②に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① ③に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	① ②に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. ③のイ. ～キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であつて、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。		

## 2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。

年齢区分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2年後
75歳以上	1年後

許可(免許)年月	許可(免許)番号
S・H・R 年 月	

別添様式 1

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生(満 才 ヶ月)  
団 体 名：

## 個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の個人タクシー事業の許可(認可)について、当該許可(認可)に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

## 1. 営業区域

## 2. 許可(認可)に付された期限 令和 年 月 日

## 3. 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置		所有、借入の別
		m <sup>2</sup>

## 4. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

## 5. 輸送実績

実働日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

## 6. 添付書類

- 自動車運転免許証の写し
- 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- 事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し
- 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)
- 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあっては、当該適齢診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。)
- 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書
- 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

## 1. 法令遵守に係るもの

関東運輸局長 殿

## 宣 誓 書

1. 道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条各号(欠格事由)に該当しません。
2. 許可(認可)に付された条件の遵守等
- (1) 遵守すべき事項については、  
 { すべて適切に実施しています。  
 適切に実施していない事項があります。  
 (当該事項: )
- (2) 刑法等に抵触する行為により処罰を受けたことが  
 { ありません。  
 あります。(当該処罰: )
- (3) 代務運転者 { は使用しておりません。  
 を現在使用中です。(承認期間: (平・令) 年 月 日~令和 年 月 日)
3. 許可(認可)を受けた日(前回の期限更新日)以降の事業実施の状況
- (1) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令により提出すべき書類を適切に提出  
 { しています。  
 していません。  
 (未提出書類: )
- (2) 道路運送法等の法令違反による行政処分を受けたことが  
 { ありません。  
 あります。  
 (処分日: (平・令) 年 月 日、内容: )
- (3) 更新期限短縮者を対象とした研修受講の指示を受けたことが  
 { ありません。  
 あります。  
 (受講日: (平・令) 年 月 日)
- (4) 現在、事業を { 休止しておりません。  
 休止中です。(休止期間: (平・令) 年 月 日~令和 年 月 日)
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に基づき受診すべき適性診断の受診対象者  
 { ではありません。  
 です。(受診日: (平・令) 年 月 日)
4. 運転記録証明書の証明期間の最後日以降満了日までの間に、道路交通法の違反(同法の違反であつて、その原因となる行為をいう。)があつた場合には、直ちに報告します。  
 上記のとおり宣誓いたします。

令和 年 月 日

氏 名

## 2. 営業所及び自動車車庫の使用権原に係るもの

関東運輸局長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫については、更新申請書のとおりであり、確実に使用権原を有しています。  
 上記のとおり宣誓いたします。

令和 年 月 日

氏 名



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（本文改正部分の新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p><b>個人タクシー事業</b>の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p><b>個人タクシー事業</b>の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期限更新を認める場合 別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、①～④の必要な措置を講じることとする。ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、<u>平成13年12月27日付け公示「個人タクシー事業の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（以下「審査基準」という。）」I. による許可にあっては当該事業者の満75才の誕生日の前日、審査基準II. による許可にあっては当該事業者の満80歳の誕生日の前日</u>を超えない日とする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を審査基準<u>III. 2. (1)～(10)</u>に変更するものとし、その旨を通知することとする。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p><b>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）</b>の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p><b>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）</b>の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期限更新を認める場合 別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、①～④の必要な措置を講じることとする。ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75才の誕生日の前日を超えない日とする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「<b>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び</b></p>

譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（平成13年12月27日付け公示）  
（以下「審査基準」という。）のⅡ. 2. (1)～(11)に変更するものとし、  
その旨を通知することとする。

④ (略)

④ (略)

(3)、(4) (略)

(3)、(4) (略)

附 則（令和6年1月24日一部改正）

本公示は、令和6年1月24日以降に受け付ける申請について適用する。

許可(免許)年月 S・H・R 年 月	許可(免許)番号	別添様式1
		令和 年 月 日
関東運輸局長 殿		
住所:		
氏名:		
生年月日:	年 月 日生(満 才 ヶ月)	
団体名:		

**個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書**

年月日付け 第 号の個人タクシー事業の許可(認可)について、当該許可(認可)に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

- 営業区域
- 許可(認可)に付された期限 令和 年 月 日
- 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置	収容能力	所有、借入の別
	m	
- 事業用自動車

車名	年式	自動車登録番号
- 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

- 添付書類
  - 自動車運転免許証の写し
  - 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
  - 事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し
  - 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために備えておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
  - 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る重警告(別添様式2)
  - 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第4号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあっては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)
  - 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあっては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)
  - 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る重警告(別添様式2)

許可(免許)年月 S・H・R 年 月	許可(免許)番号	別添様式1
		令和 年 月 日
関東運輸局長 殿		
住所:		
氏名:		
生年月日:	年 月 日生(満 才 ヶ月)	
団体名:		

**一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可等に付された期限の更新申請書**

年月日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可(認可)について、当該許可(認可)に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

- 営業区域
- 許可(認可)に付された期限 令和 年 月 日
- 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置	収容能力	所有、借入の別
	m	
- 事業用自動車

車名	年式	自動車登録番号
- 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

- 添付書類
  - 自動車運転免許証の写し
  - 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
  - 事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し
  - 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために備えておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
  - 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る重警告(別添様式2)
  - 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第4号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあっては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)
  - 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあっては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)
  - 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る重警告(別添様式2)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（本文改正部分の新旧対照表）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。          なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">1. (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)、(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 事業用自動車の自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)～(8) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p><u>附 則（令和4年12月27日一部改正）</u>  <u>本公示は、令和5年1月4日以降に受け付ける申請について適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。          なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 添付書類</p> <p style="padding-left: 20px;">1. (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)、(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 事業用自動車の自動車検査証の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)～(8) (略)</p> <p>3. (略)</p>

許可(免許)年月	許可(免許)番号
S・H・R 年 月	

別添様式 1

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生(満 才 ヶ月)  
団 体 名：

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

## 1. 営業区域

2. 許可（認可）に付された期限 令和 年 月 日

## 3. 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置		収容能力
		m <sup>2</sup>

## 4. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

## 5. 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

## 6. 添付書類

- 自動車運転免許証の写し
- 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- 事業用自動車の 自動車検査証記録事項又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)による改正前の道路運送車両法により自動車検査証の交付を受けている事業用自動車にあっては、当該自動車検査証の写し
- 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)
- 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあっては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)
- 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあっては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)
- 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

許可(免許)年月	許可(免許)番号
S・H・R 年 月	

別添様式 1

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生(満 才 ヶ月)  
団 体 名：

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

## 1. 営業区域

2. 許可（認可）に付された期限 令和 年 月 日

## 3. 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置		収容能力
		m <sup>2</sup>

## 4. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

## 5. 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

## 6. 添付書類

- 自動車運転免許証の写し
- 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- 事業用自動車の自動車検査証の写し
- 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び3.(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)
- 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあっては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)
- 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあっては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)
- 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。          なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 期限更新の手続き</p> <p>(1) 許可等に付された期限の更新申請書は、別添様式1とし、管轄する運輸支局に正副各1通を提出するものとする。</p> <p>(2) 運輸支局への提出期限は、当該許可等の期限が満了する日が5月31日の者は3月中、11月30日の者は9月中（3月及び9月を以下「申請月」という。）とする。</p> <p>2. 添付書類</p> <p>1. (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 自動車運転免許証の写し</p> <p>(2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。          なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月27日</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 期限更新の手続き</p> <p>(1) 許可等に付された期限の更新申請書は、別添様式1とし、管轄する運輸支局に正副各1通を提出するものとする。</p> <p>(2) 運輸支局への提出期限は、当該許可等の期限が満了する日が5月31日の者は3月中、11月30日の者は9月中（3月及び9月を以下「申請月」という。）とする。</p> <p>2. 添付書類</p> <p>1. (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 自動車運転免許証の写し</p> <p>(2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書</p>

申請月の初日を基準として3ヶ月以内に発行されたもので、過去5年間の記録を証明したものとす。ただし、許可等を受けた日又は前回の期限更新の日から当該申請書提出時の許可期限の満了日までの期間（以下「審査期間」という。）が3年以下の者は過去3年間の記録を証明したものとす。

申請月の初日を基準として3ヶ月以内に発行されたもので、過去5年間の記録を証明したものとす。ただし、許可等を受けた日又は前回の期限更新の日から当該申請書提出時の許可期限の満了日までの期間（以下「審査期間」という。）が3年以下の者は過去3年間の記録を証明したものとす。

- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面。
- (5) 法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書（別添様式2）
- (6) 申請月の初日を基準として6ヶ月以内に自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（適性診断受診証明書又は受診確認印が押印された受診申込書の写し）（平成14年8月1日以降を期限更新日（許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。）とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「適齢診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75才以上の者にあつては、当該適齢診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面。）
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、申請月の初日を基準として6ヶ月以内に胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無にかかる医師の所見が記載された健康診断書。ただし、代務運転者を使用している者及び事業休止中の届出を行っている者にあつては、申請月の初日を基準とし3ヶ月以内のものであること。
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書（別添様式2）
3. 審査及び期限更新の可否の判断等
- (1) 期限更新に当たっての審査  
上記2. の添付書類等により、審査期間における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査するものとする。
- (2) 期限更新を認める場合

- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面。
- (5) 法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書（別添様式2）
- (6) 申請月の初日を基準として6ヶ月以内に自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（適性診断受診証明書又は受診確認印が押印された受診申込書の写し）（平成14年8月1日以降を期限更新日（許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。）とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「高齢者診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75才以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。）
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、申請月の初日を基準として6ヶ月以内に胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面（期限更新日において年齢が満75才以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書）。ただし、代務運転者を使用している者及び事業休止中の届出を行っている者にあつては、申請月の初日を基準とし3ヶ月以内のものであること。
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書（別添様式2）
3. 審査及び期限更新の可否の判断等
- (1) 期限更新に当たっての審査  
上記2. の添付書類等により、審査期間における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査するものとする。
- (2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75才の誕生日の前日を超えない日とする。

- ① 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合にあっては、その理由を明示することとする。
- ② 別表のA. ③（才. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に関東運輸局等が主催する研修（関東運輸局長が指定する研修を含む。）を受けることを義務付けることとする。
- ③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（平成13年12月27日付け公示）」（以下「審査基準」という。）のII. 2.（1）～（11）に変更するものとし、その旨を通知することとする。
- ④ 期限更新日における年齢が満63才又は満64才であって、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65才に達する日から2年を経過する日までの間に**適齢**診断を受診することを義務付けることとする。

### （3）期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

- ① 許可等に付した条件により、許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合
- ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合
- ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合
- ④ 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA. ③（才. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者に限る。）となることが明らかである場合

### （4）その他

- ① 概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導するものとする。
- ② 既存事業者で、**適齢**診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障が

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、①～④の必要な措置を講じることとする。

ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75才の誕生日の前日を超えない日とする。

- ① 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合にあっては、その理由を明示することとする。
- ② 別表のA. ③（才. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に関東運輸局等が主催する研修（関東運輸局長が指定する研修を含む。）を受けることを義務付けることとする。
- ③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（平成13年12月27日付け公示）」（以下「審査基準」という。）のII. 2.（1）～（11）に変更するものとし、その旨を通知することとする。
- ④ 期限更新日における年齢が満63才又は満64才であって、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65才に達する日から2年を経過する日までの間に**高齢者**診断を受診することを義務付けることとする。

### （3）期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

- ① 許可等に付した条件により、許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合
- ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合
- ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合
- ④ 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA. ③（才. 及びカ. を除く。次のB. ③、C. ②及びD. ②で適用する場合においても同じ。）、B. ③、C. ②及びD. ②のいずれかに該当する者に限る。）となることが明らかである場合

### （4）その他

- ① 概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導するものとする。
- ② 既存事業者で、**期限更新日における年齢が満75才以上の者については、高齢**

あることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うものとする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

本公示は、令和4年4月1日以降に受け付ける申請について適用するものとし、2.（7）の健康診断の受診日は令和4年4月1日以降のものから適用するものとする。

令和4年3月31日一部改正

者診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に支障があることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場合については、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行うものとする。なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行うこととする。



許可(免許)年月	許可(免許)番号
S・H・R 年 月	

別添様式1

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生(満 才 ヶ月)  
団 体 名：

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. 営業区域
2. 許可（認可）に付された期限 令和 年 月 日

3. 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置		収容能力
		m
		所有、借入の別

4. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

5. 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。

6. 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために備えておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- (5) 法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書（別添様式2）
- (6) 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「適性診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75才以上の者については、当該適性診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において適性診断を受けたことを証する書面。）
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権源に係る宣誓書（別添様式2）

許可(免許)年月	許可(免許)番号
S・H・R 年 月	

別添様式1

令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所：  
氏 名：  
生年月日： 年 月 日生(満 才 ヶ月)  
団 体 名：

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請書

年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。

1. 営業区域
2. 許可（認可）に付された期限 令和 年 月 日

3. 営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別

営業所の位置		所有、借入の別
車庫の位置		収容能力
		m
		所有、借入の別

4. 事業用自動車

車 名	年 式	自動車登録番号

5. 輸送実績

実績日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態
日	km	回	人	円	昼・夜

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書(第4号様式第2表)の数値による。



6. 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し
- (2) 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書
- (3) 事業用自動車の自動車検査証の写し
- (4) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために備えておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面
- (5) 法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない場合に該当しない旨）に係る宣誓書（別添様式2）
- (6) 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面（平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断（以下「高年齢診断」という。）を受けていることを証する書面（年齢が満75才以上の者については、当該高年齢診断に係る適性診断書）。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高年齢診断を受けたことを証する書面。）
- (7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面（期限更新日において年齢が満75才以上の者については、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書）
- (8) 営業所及び自動車車庫の使用権源に係る宣誓書（別添様式2）

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（本文改正部分の新旧対照表）

改 正	現 行
<p data-bbox="501 268 745 293">公 示</p> <p data-bbox="226 363 1016 421">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p data-bbox="129 491 1117 612">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p data-bbox="152 619 983 644">なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p data-bbox="188 718 349 743">1. ～3.（略）</p> <p data-bbox="152 813 983 871"><b>附 則（令和2年12月23日一部改正）</b> <b>本公示は、令和3年1月1日以降に受け付ける申請について適用する。</b></p>	<p data-bbox="1496 268 1740 293">公 示</p> <p data-bbox="1229 363 2020 421">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p data-bbox="1133 491 2121 612">一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p data-bbox="1155 619 1986 644">なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p>

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（別添様式2の改正部分の新旧対照表）

改 正	現 行
別添様式2	別添様式2
<p>1. 法令遵守に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> </div>	<p>1. 法令遵守に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署）</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>
<p>2. 営業所及び自動車車庫の使用権限に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> </div>	<p>2. 営業所及び自動車車庫の使用権限に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署）</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（本文改正部分の新旧対照表）

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 審査及び期限更新の可否の判断等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期限更新を認める場合</p> <p>別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、～の必要な措置を講じることとする。</p> <p>ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75才の誕生日の前日を超えない日とする。</p> <p>事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合にあっては、その理由を明示することとする。</p> <p>別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）B.、C.及びD.のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に関東運輸局等が主催する研修（関東運輸局長が指定する研修を含む。）を受けることを義務付けることとする。</p> <p>平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（平成13年12月27日付け公示）」（以下「審査基準」という。）の2.(1)～(11)に変更するものとし、その旨を通知することとする。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 審査及び期限更新の可否の判断等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期限更新を認める場合</p> <p>別表に定めるところのいずれかに該当する者については、別表の区分に応じた更新後の許可期限を付した上、更新を認めるものとし、～の必要な措置を講じることとする。</p> <p>ただし、平成14年2月1日以降に許可又は譲渡譲受若しくは相続の認可を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75才の誕生日の前日を超えない日とする。</p> <p>事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い者等特に悪質な者（以下「悪質事業者」という。）に対しては、必要に応じて事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の定めよりさらに短縮した期限を付することができるものとする。なお、当該短縮した期限を付す場合にあっては、その理由を明示することとする。</p> <p>別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）B.、C.及びD.のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に関東運輸局等が主催する研修（関東運輸局長が指定する研修を含む。）を受けることを義務付けることとする。</p> <p>平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）に対しては、既に当該事業者の許可等に付されている条件を「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について（平成13年12月27日付け公示）」（以下「審査基準」という。）の2.(1)～(12)に変更するものとし、その旨を通知することとする。</p>

## (3) 期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

- ① 許可等に付した条件により、許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合
- ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合
- ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合

期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年（別表のA.（オ.及びカ.を除く。次のB.、C.及びD.で適用する場合においても同じ。）B.、C.及びD.のいずれかに該当する場合に限る。）となることが明らかである場合

## (4) (略)

## (3) 期限更新を認めない場合

次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めないこととする。

- ① 許可等に付した条件により、許可を取り消すべき事由又は許可期限の更新を行わないこととする事由に該当している場合
- ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の事情（回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等）がなく運転業務に従事できない場合
- ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合

## (4) (略)

附 則(平成26年1月27日一部改正)

本公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（別表の改正部分の新旧対照表）

改 正			現 行		
個人タクシー事業の期限更新基準表			個人タクシー事業の期限更新基準表		
1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断			1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断		
審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限	審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後	A. 5年	に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	及び に該当しない者	3年後		及び に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく事業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2). に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後		次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2). に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
	に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後		に該当しない者で、無事故無違反である者	5年後
及び に該当しない者	3年後	及び に該当しない者	3年後		
B. 3年	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後	B. 3年	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
	次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. のイ. に該当しない者	3年後		次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であり、かつ、その前の1年間に於ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. のイ. に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. のア. に該当しない者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		次のいずれかに該当する者 ア. のア. に該当しない者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	に該当しない者	3年後	C. 2年	に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	に該当しない者	3年後	D. 1年	に該当しない者	3年後
	次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反による処分がある者 イ. A. のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であって、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。			(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日以前の1年間に於いて無事故無違反であって、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。		
2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断 期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。			2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断 期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。		
年 齢 区 分		更新後の許可期限	年 齢 区 分		更新後の許可期限
65歳以上73歳未満		3年後	65歳以上73歳未満		3年後
73歳以上75歳未満		2年後	73歳以上75歳未満		2年後
75歳以上		1年後	75歳以上		1年後



改 正	現 行
<p data-bbox="501 268 745 292" style="text-align: center;">公 示</p> <p data-bbox="226 363 1016 419">一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー事業に限る。</u>）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p data-bbox="129 491 1120 614">一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー事業に限る。</u>）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。 なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p> <p data-bbox="152 751 680 775"><u>附 則（平成17年12月22日一部改正）</u></p> <p data-bbox="188 783 1084 839"><u>本公示は、平成18年5月31日以降に許可等に付された期限が満了となる者の期限更新申請の処分から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1496 268 1740 292" style="text-align: center;">公 示</p> <p data-bbox="1265 363 1984 419">一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー</u>）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準</p> <p data-bbox="1137 491 2112 614">一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー</u>）の許可（平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。）並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）の際に許可等に付した期限（以下「許可期限」という。）の更新（以下「期限更新」という。）は、次に定めるところにより行うこととする。 なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。</p>



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準の一部改正について（別添様式1の改正部分の新旧対照表）

改 正	現 行																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">許可(免許)年月</td> <td style="width:15%;">許可(免許)番号</td> <td style="width:70%; text-align: right;">別添様式1</td> </tr> <tr> <td>S・H 年 月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所： 氏 名： 生年月日： 年 月 日生（満 才 ヶ月） 団 体 名：</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー事業に限る。</u>）の許可等に付された期限の更新申請書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー事業に限る。</u>）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>営業区域</li> <li>許可（認可）に付された期限 平成 年 月 日</li> <li>営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">営業所の位置</td> <td style="text-align: center;">所有、借入の別</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車庫の位置</td> <td style="text-align: center;">収容能力</td> <td style="text-align: center;">所有、借入の別</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業用自動車</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">車 名</td> <td style="text-align: center;">年 式</td> <td style="text-align: center;">自動車登録番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>輸送実績</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">実働日数</th> <th style="width:10%;">走行キロ</th> <th style="width:10%;">輸送回数</th> <th style="width:10%;">輸送人員</th> <th style="width:10%;">営業収入</th> <th style="width:10%;">稼働形態</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">km</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">昼・夜</td> </tr> </table> <p>※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書（第4号様式第2表）の数値による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>添付書類</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動車運転免許証の写し</li> <li>自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書</li> <li>事業用自動車の自動車検査証の写し</li> <li>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面</li> <li>法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない</li> </ol>	許可(免許)年月	許可(免許)番号	別添様式1	S・H 年 月		平成 年 月 日	営業所の位置		所有、借入の別				車庫の位置	収容能力	所有、借入の別		㎡		車 名	年 式	自動車登録番号				実働日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態	日	km	回	人	円	昼・夜	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">許可(免許)年月</td> <td style="width:15%;">許可(免許)番号</td> <td style="width:70%; text-align: right;">別添様式1</td> </tr> <tr> <td>S・H 年 月</td> <td></td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所： 氏 名： 生年月日： 年 月 日生（満 才 ヶ月） 団 体 名：</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー</u>）の許可等に付された期限の更新申請書</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号の一般乗用旅客自動車運送事業（<u>1人1車制個人タクシー</u>）の許可（認可）について、当該許可（認可）に付された期限が満了するので、期限の更新を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>営業区域</li> <li>許可（認可）に付された期限 平成 年 月 日</li> <li>営業所、車庫の位置及び収容能力並びに所有、借入の別</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">営業所の位置</td> <td style="text-align: center;">所有、借入の別</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車庫の位置</td> <td style="text-align: center;">収容能力</td> <td style="text-align: center;">所有、借入の別</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業用自動車</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">車 名</td> <td style="text-align: center;">年 式</td> <td style="text-align: center;">自動車登録番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>輸送実績</li> </ol> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">実働日数</th> <th style="width:10%;">走行キロ</th> <th style="width:10%;">輸送回数</th> <th style="width:10%;">輸送人員</th> <th style="width:10%;">営業収入</th> <th style="width:10%;">稼働形態</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">km</td> <td style="text-align: center;">回</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">昼・夜</td> </tr> </table> <p>※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書（第4号様式第2表）の数値による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>添付書類</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>自動車運転免許証の写し</li> <li>自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書</li> <li>事業用自動車の自動車検査証の写し</li> <li>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面</li> <li>法令遵守（道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条の欠格事由及び3.（3）の期限更新を認めない</li> </ol>	許可(免許)年月	許可(免許)番号	別添様式1	S・H 年 月		平成 年 月 日	営業所の位置		所有、借入の別				車庫の位置	収容能力	所有、借入の別		㎡		車 名	年 式	自動車登録番号				実働日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態	日	km	回	人	円	昼・夜
許可(免許)年月	許可(免許)番号	別添様式1																																																																							
S・H 年 月		平成 年 月 日																																																																							
営業所の位置		所有、借入の別																																																																							
車庫の位置	収容能力	所有、借入の別																																																																							
	㎡																																																																								
車 名	年 式	自動車登録番号																																																																							
実働日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態																																																																				
日	km	回	人	円	昼・夜																																																																				
許可(免許)年月	許可(免許)番号	別添様式1																																																																							
S・H 年 月		平成 年 月 日																																																																							
営業所の位置		所有、借入の別																																																																							
車庫の位置	収容能力	所有、借入の別																																																																							
	㎡																																																																								
車 名	年 式	自動車登録番号																																																																							
実働日数	走行キロ	輸送回数	輸送人員	営業収入	稼働形態																																																																				
日	km	回	人	円	昼・夜																																																																				

場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)

(6) 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)

(7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)

(8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

場合に該当しない旨)に係る宣誓書(別添様式2)

(6) 自動車事故対策機構等において、運転に関する適性診断を受診したことを証する書面(平成14年8月1日以降を期限更新日とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65才以上の者にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「高齢者診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75才以上の者にあつては、当該高齢者診断に係る適性診断書)。また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63才又は満64才、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65才に達した日以降2年以内において高齢者診断を受けたことを証する書面。)

(7) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受けたことを証する書面(期限更新日において年齢が満75才以上の者にあつては、営業の支障の有無に係る医師の所見が記載された健康診断書)

(8) 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書(別添様式2)

改 正	現 行
別添様式2	別添様式2
<p>1. 法令遵守に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 許可（認可）を受けた日（<u>前回の期限更新日</u>）以降の事業実施の状況（1）～（5）（略）</p> <p>4. <u>運転記録証明書の証明期間の最後日以降満了日</u>までの間に、道路交通法の違反による処分（同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を課せられた場合を含む。）を受けた場合には、直ちに報告します。 上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署） <span style="float: right;">印</span></p> </div>	<p>1. 法令遵守に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 許可（認可）を受けた日（<u>前回の更新日</u>）以降の事業実施の状況（1）～（5）（略）</p> <p>4. <u>申請日以降処分日</u>までの間に、道路交通法の違反による処分（同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を課せられた場合を含む。）を受けた場合には、直ちに報告します。 上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署） <span style="float: right;">印</span></p> </div>
<p>2. 営業所及び自動車車庫の使用権原に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫については、更新申請書のとおりであり、確実に使用権原を有しています。 上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署） <span style="float: right;">印</span></p> </div>	<p>2. 営業所及び自動車車庫の使用権原に係るもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>関東運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫については、更新申請書のとおりであり、確実に使用権原を有しています。 上記のとおり宣誓いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名（自署） <span style="float: right;">印</span></p> </div>

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可期限の更新等の取扱別表 新旧対照表

改正 別表			現行 別表		
個人タクシー事業の期限更新基準表			個人タクシー事業の期限更新基準表		
1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断			1. 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断		
審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限	審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の許可期限
A. 5年	① ③に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後	A. 5年	① ③に該当しない者で、許可期限が満了する日（以下「満了日」という。）以前の3年間において無事故無違反であり、かつ、その前の2年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下である者	5年後
	② ①及び③に該当しない者	3年後		② ③に該当しない者で、道路交通法の違反が3回以下で当該違反がすべて反則点3点以下の違反である者、又は、運転免許の停止処分を受け、当該処分に係る停止日数の合計が60日未満である者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. <b>道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反による処分がある者</b> イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2).②に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後		③ 次のいずれかに該当する者 ア. 反則点4点以上若しくは4回以上の道路交通法の違反がある者、又は、運転免許の停止処分を受け、当該処分に係る停止日数の合計が60日以上である者 イ. 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づく営業報告書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく未提出となっている者 ウ. 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善が的確に行われていない者 エ. 正当な理由がなく本文3.(2).②に規定する研修を受けなかった者 オ. 満了日まで代務運転者を使用している者 カ. 満了日まで事業を休止している者 キ. 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に基づき受診すべき適性診断を受診していない者	1年後
B. 3年	① <b>③に該当しない者で、無事故無違反である者</b>	5年後	B. 3年	① ③に該当しない者で、満了日以前の3年間において無事故無違反である者	5年後
	② <b>①及び③に該当しない者</b>	3年後		② ③に該当しない者で、道路交通法の違反が2回以下で当該違反がすべて反則点3点以下の違反である者、又は、運転免許の停止処分を受け、当該処分に係る停止日数の合計が60日未満である者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者 ア. <b>道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反による処分がある者</b> イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		③ 次のいずれかに該当する者 ア. 反則点4点以上若しくは3回以上の道路交通法の違反がある者、又は、運転免許の停止処分を受け、当該処分に係る停止日数の合計が60日以上である者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後	C. 2年	① 次のいずれにも該当する者 ア. 満了日以前の1年間において無事故無違反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違反である者 イ. ②のイ. に該当しない者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		② 次のいずれかに該当する者 ア. ①のア. に該当しない者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
D. 1年	① <b>②に該当しない者</b>	3年後	D. 1年	① ②に該当しない者で、無事故無違反の者	3年後
	② 次のいずれかに該当する者 ア. <b>道路交通法の違反による処分がある者</b> イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後		② 次のいずれかに該当する者 ア. 道路交通法の違反がある者、又は、運転免許の停止処分を受けた者 イ. A. ③のイ.～キ. のいずれかに該当する者	1年後
(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. <b>満了日以前の1年間において無事故無違反であって、満了日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が反則点1点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなす。</b>			(適用) 1. 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱うこととする。 2. 満了日の1年前以前において反則点1点を付された場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は反則金の納付のみを命ぜられた場合のいずれか1回に限っては、違反がなかったこととみなす。		
2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断 年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。			2. 高齢者に係る更新後の許可期限の判断 年齢が満65歳以上の者については、1. によって判断された期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を更新後の許可期限とする。		
年齢区分		更新後の許可期限	年齢区分		更新後の許可期限
65歳以上73歳未満		3年後	65歳以上73歳未満		3年後
73歳以上75歳未満		2年後	73歳以上75歳未満		2年後
75歳以上		1年後	75歳以上		1年後